

## 資本金の額の計上に関する証明書

- ① 払込みを受けた金銭の額(会社計算規則第14条第1項第1号)  
金 400 万円
- ② 給付を受けた金銭以外の財産の給付があった日における当該財産の価額(会社計算規則第14条第1項第2号)  
金 0 円
- ③ 資本金等増加限度額から減ずるべき額と定めた額(会社計算規則第14条第1項第3号)  
金 0 円
- ④ 株式発行割合
- $$\frac{\text{発行する株式の数(400株)}}{\text{発行する株式の数(400株) + 処分する自己株式の数(0株)}} = 100\%$$
- ⑤ (①+②-③)の額に株式発行割合(④)を乗じて得た額  
(①+②-③)×④=金 400 万円
- ⑥ 自己株式処分差損(会社計算規則第14条第1項第4号)  
金 0 円
- ⑦ 資本金等増加限度額(⑤-⑥)  
金 400 万円
- ⑧ 増加する資本金及び資本準備金の額  
資本金 : ⑦×0.5(1円未満切り上げ)=金 200 万円  
資本準備金 : ⑦-資本金=金 200 万円

資本金 200 万円は会社法第 445 条及び会社計算規則第 14 条の規定に従って計上されたことに相違ありません。

平成 23 年 8 月 10 日

東京都港区六本木五丁目 4 番 3 号  
ABC 株式会社  
代表取締役 鈴木 一郎



会社代表印



捨印